

2022年1月28日

お客様各位

明友産業株式会社  
大阪市中央区伏見町2丁目3番9号

## 弊社製品の毒物及び劇物取締法改正に係るお知らせ

拝啓、貴社益々ご清栄の事お慶び申し上げます。

令和4年1月28日に厚生労働省より「毒物及び劇物指定の一部を改正する政令」にて弊社で製造販売しております、一部製品が劇物に指定されることが公表されました。劇物指定を受けた製品につきましては毒物及び劇物取締法の規制下に置かれることになり、販売・譲渡・運送を含む取扱い、保管・表示に制約が発生し、管理を厳格に行う必要があります。誠に急な案内で大変恐縮では御座いますが、事情御賢察のうえ、御理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

### 1. 製品に関して

劇物該当物質	【無水物】 p-トルエンスルホン酸、4-メチルベンゼンスルホン酸
劇物該当製品	PTS-70・MT-70・各種PTS溶媒ブレンド品
CAS番号	104-15-4
非該当物質	【一水和物】 p-トルエンスルホン酸、4-メチルベンゼンスルホン酸
非該当製品	パラトルエンスルホン酸【特号品・一号品】
CAS番号	6192-52-5

### 2. 弊社での対応

当該製品は毒物及び劇物取締法の下、製造・販売を継続して参ります。

その他製品につきましてはこれまで同様のお引立てくださいますようお願い申し上げます。

## 【毒物及び劇物指定令の改定に関する製品影響につきまして】

### 1. 劇物指定について

厚生労働省より、4-メチルベンゼンスルホン酸無水物【CAS 番号 104-15-4】が劇物指定を受けました。2月1日施行日以降は劇物指定により毒物及び劇物取締法の規制下、販売致します。

なお、劇物対象製品をお取り扱いのお客様につきましては、[別資料【毒物及び劇物取締法改正に係る【無水物】p-トルエンスルホン酸（4-メチルベンゼンスルホン酸）の劇物指定に関するお知らせ】](#)をご参照頂き、適切な販売管理をお願い致します。

### 2. p-トルエンスルホン酸【一水和物】と【無水物】に関する厚生労働省よりの見解について

厚生労働省のコメントが公表されており【パラトルエンスルホン酸 一水和物】は対象外との回答となっております。令和4年のパブリックコメントの回答をご参照ください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210300&Mode=1>

【パラトルエンスルホン酸 一水和物】の販売に関する影響はございませんので、これまで同様お引立てくださいますようお願い申し上げます。

### 3. その他の留意点につきまして

【パラトルエンスルホン酸 一水和物】をお使いのお客様に関しまして、溶媒希釈などをされた際に製剤5%以上の商品につきましては劇物指定の対象になる可能性が御座います。

お客様製品に関しましては弊社ではわかりかねますので、不明点ございましたら厚生労働省へご確認をお願い致します。

厚生労働省医薬・生活衛生局化学物質安全対策室「毒劇物の安全対策」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

厚生労働省医薬・生活衛生局化学物質安全対策室「毒劇物盗難防止等マニュアル」

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/manu/manu.pdf>

製品販売についてのご不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

明友産業株式会社 営業課      TEL : 06-6231-8031      MAIL : [kouyaku@meiyusangyo.co.jp](mailto:kouyaku@meiyusangyo.co.jp)

以上